

花巻市医療的ケア児等非常用発電機貸与事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、医療的ケア児等がいる世帯に非常用発電機を貸与することにより、災害等による停電が発生した場合においても、電源を要する医療機器等を継続して使用できるよう支援し、もって医療的ケア児等とその家族が安心して生活できる環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において医療的ケア児等とは、日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障害児をいう。）又は障がい者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者（65歳以上の者にあつては、同法第6条に規定する自立支援給付の支給を受けるものに限る。））であつて、日常生活を営むために必要な医療の内容が次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 人工呼吸器管理
- (2) 気管内挿管又は気管切開
- (3) 鼻咽頭エアウェイ
- (4) 酸素吸入
- (5) たん吸引
- (6) ネブライザー
- (7) 中心静脈栄養
- (8) 経管栄養（経鼻・胃ろうを含む。）又は全介助における経口摂取
- (9) 腸ろう・腸管栄養
- (10) 人工透析
- (11) 定期導尿
- (12) 人工肛（こう）門
- (13) 前各号に掲げるものに類するものとして市長が認めるもの

(貸与する機器)

第3条 貸与する非常用発電機は、市が指定するものとする。

(貸与対象者)

第4条 非常用発電機の貸与を受けることができる者は、市内に居住し自宅において電源を要する医療機器等を使用している医療的ケア児等を介護する世帯（原則として、非常用発電機を有していない世帯とする。）に属する者とする。

(貸与の申請)

第5条 非常用発電機の貸与を受けようとする者（次条において「申請者」という。）は、花巻市医療的ケア児等非常用発電機貸与申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(貸与の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、貸与の可否を決定し、花巻市医療的ケア児等非常用発電機貸与決定通知書（様式第2号）又は花巻市医療的ケア児等非常用発電機不貸与決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により貸与の決定通知を受けた者と使用貸借契約を締結するものとする。

(貸与期間)

第7条 非常用発電機の貸与期間は、貸与の日から1年とする。ただし、期間満了の1月前までに、市又は貸与を受けた者（以下「被貸与者」という。）から返却の申出がないときは、継続して貸与することができる。

(費用の負担)

第8条 非常用発電機の貸与に係る費用は、無償とする。ただし、貸与期間における次の各号に掲げる経費は、被貸与者の負担とする。

- (1) 非常用発電機の駆動に関する燃料の購入費
- (2) 前号の燃料を保管するための携行缶の購入費
- (3) 医療機器や建物等に接続するケーブルの購入費
- (4) エンジンオイルの購入費
- (5) その他非常用発電機の維持管理に要する費用

(非常用発電機の取扱い)

第9条 被貸与者は、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 非常用発電機は、善良な管理者の注意をもって良好な状態で維持管理すること。

(2) 非常用発電機を譲渡し、交換し、貸付し、担保に供し、又は貸与の目的に反して使用しないこと。

(損害賠償等)

第10条 被貸与者は、被貸与者の故意又は過失によって非常用発電機を滅失し又は損傷したときは、その修理等に係る相当額を弁償しなければならない。

2 被貸与者の責に帰すべき事由により、他人の身体を害したとき若しくは他人の財産を滅失、破損又は汚損させたときは、被貸与者がその損害を賠償するものとする。

(非常用発電機の返却)

第11条 市長は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸与期間にかかわらず、非常用発電機の返却を求めることができる。

(1) 被貸与者が第4条に定める貸与対象者に該当しなくなったとき。

(2) 被貸与者が第6条第2項の規定により締結した使用貸借契約書の条項に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により被貸与者から非常用発電機が返却されたときは、故障、汚損等がないか確認するものとする。

(貸与記録簿の記載)

第12条 市長は、非常用発電機の貸与に関する諸事項を花巻市医療的ケア児等非常用発電機貸与記録簿（様式第4号）に記載し、貸与の状況を明らかにしておかなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。